

第4章 新庁舎の基本的な考え方

4-1 基本理念

新庁舎の建設は、災害時の防災拠点機能の確保のみならず、駅周辺の一体的なにぎわいを形成し、集約型都市づくりを推進していくための重要な事業です。

これからの庁舎建設における目指すべき姿として、基本理念を次のように定めることとします。

『安全・安心の拠点となる、まちの顔としての庁舎』

新庁舎建設における目指すべき姿については、幅広い視点から十分に検討し、計画していくことが大切であるため、基本理念を支える6つの柱を基本方針として定めることとします。

基本理念を支える6つの柱【基本方針】



4-2 基本理念を支える6つの柱【基本方針】

(1) 安全・安心な暮らしを支える庁舎

高い耐震性能の確保や火災、浸水への対策等を充実し、災害発生時には防災拠点としての対応が迅速に行える機能を備えた庁舎とします。

(2) 利便性の充実した誰もが利用しやすい庁舎

公共交通機関や自家用車等でのアクセス性が高く、市民サービス向上の取組とユニバーサルデザインの採用による誰もが利用しやすい庁舎とします。

(3) 親しまれ、つながりの拠点となる庁舎

近接する公共施設等と連携した市民の交流活動の場として、まちなかのにぎわいと回遊の核となる庁舎を目指します。

(4) 環境にやさしく、誇りの持てる庁舎

環境にやさしく、歴史と文化を感じることができる街並みと緑豊かな自然に調和した庁舎を目指します。

(5) まちの活性化に貢献する庁舎

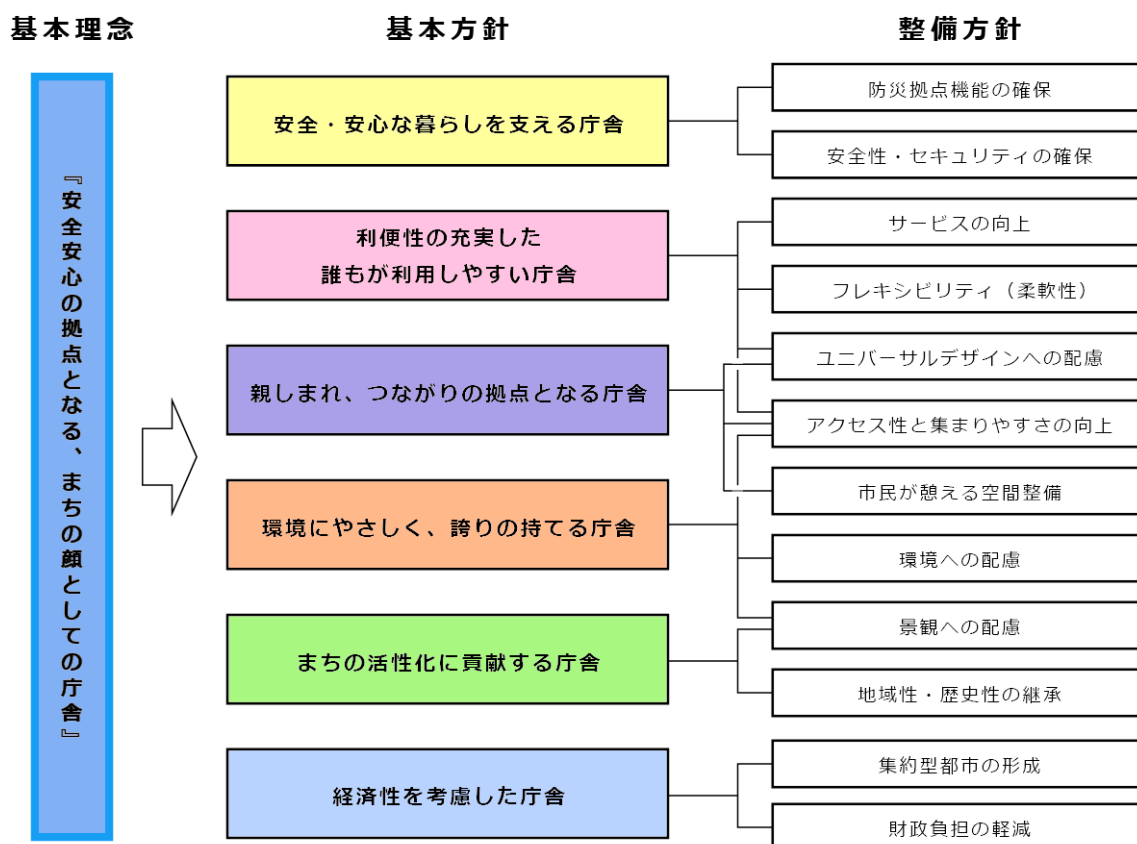
これまで行なわれてきたまちづくりの取組を引き継ぎ、中長期的な視点での都市再生とまちの活性化に貢献する庁舎を目指します。

(6) 経済性を考慮した庁舎

機能的な設計による初期投資の低減とともに、設備機器やエネルギー消費の効率化による維持管理費用の節減を図り、将来にわたる財政負担を軽減できる庁舎とします。

4-3 新庁舎の整備方針

基本理念と基本方針を踏まえ、求める新庁舎を実現するために、基本方針から導き出される具体的な方策を整備方針として定めます。

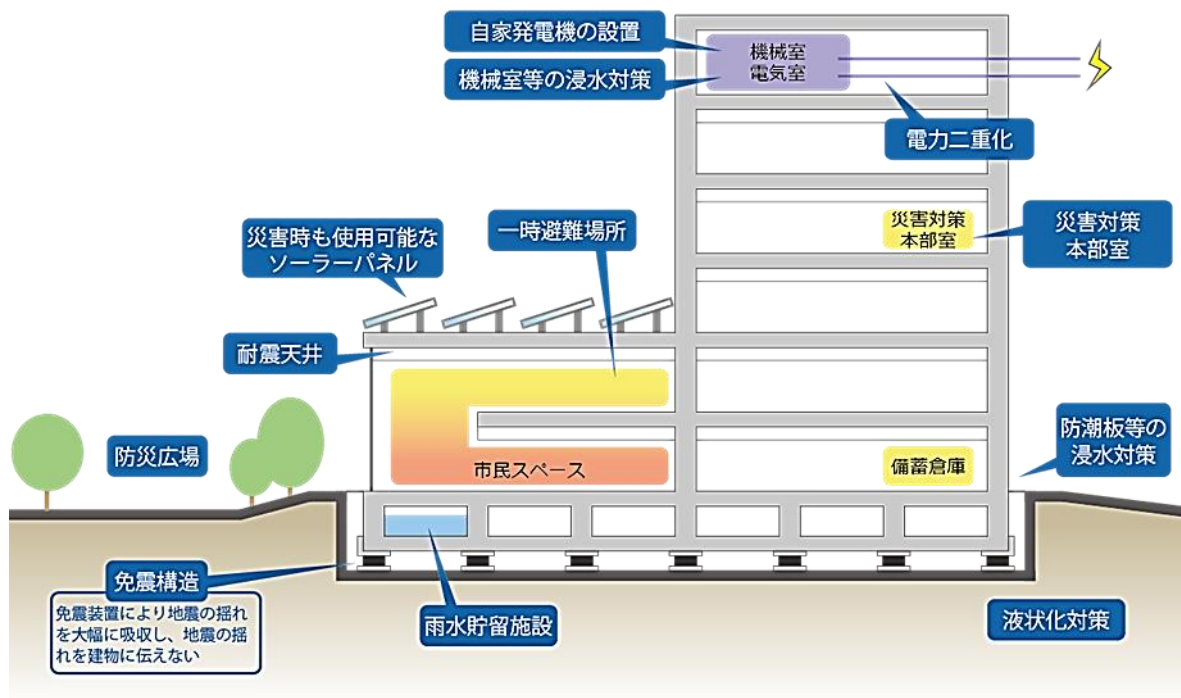


4-3-1 防災拠点機能の確保

- ・地震の揺れによる建物の損壊を最小限に抑え、家具等の転倒による被害を防ぐ免震構造の採用を検討するとともに、火災、浸水対策を施すなど災害に強い庁舎とします。
- ・耐震性能の目標として国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における最高基準の安全性を確保します。
- ・災害発生時に迅速かつ円滑な対応が行えるよう、防災情報システムや情報通信設備を整備した災害対策本部室の常設設置や警察、消防本部等との双方向ホットラインの導入を検討します。
- ・雨水貯留施設の設置による平常時の利用とともに、防火用水や緊急時の代替水源として活用することも検討します。
- ・自家発電機の設置やインフラ系統、公衆通信網の多重化など災害発生直後からの業務継続が可能となるような設備計画とします。
- ・資機材や医薬、飲食品を蓄えるために室温管理が可能な備蓄倉庫の設置を検討します。
- ・緊急支援車両の駐車場のほか一時避難場所として使用できる防災広場の整備など、災害発生時の使用も考慮した外構計画を検討します。

	耐震構造	制震構造	免震構造
特徴	コンクリートや壁の強度を高める	揺れを吸収する部材で振動を抑える	建物と地面を免震装置で切り離す
適用建物	全ての建物	軽く柔軟性のある建物	重くて剛性の高い建物
利点	強風時にも揺れにくい	高層ビルの上層階の揺れに有効	建物の損傷を大幅に軽減できる
課題	室内の揺れが大きい	1階には直接揺れが伝わる	縦揺れを抑える効果は低い

▲耐震構造・制震構造・免震構造の比較



▲災害対策のイメージ

4-3-2 安全性・セキュリティの確保

- ・建物内外で死角のない空間作りに努めるとともに、防犯機器を設置するなど安心して利用できる施設計画とします。
- ・構内においては、歩行者と自動車の動線を明確に分離するとともに、公用車の出入口を別途設けるなど通行の安全性を確保できるよう配慮します。
- ・外壁、窓ガラス、書棚等について、災害時の破損・落下・転倒を防止し、避難経路の確保や地震による二次被害の防止に努めます。
- ・来庁者の利用可能なゾーンを明確化するとともに、業務特性に応じたセキュリティレベルを段階的に設け、これに基づいた窓口や部署の配置とします。
- ・土日、平日夜間の職員の入退室には、認証システム（ICカード等）による管理を検討します。
- ・記載台や窓口カウンターへの仕切りの設置、プライバシーに配慮した相談室の配置を検討するとともに、職員席は、窓口から一定距離を確保し、パネル等を設置するなどにより、個人情報やプライバシーの保護に努めます。



▲入退室の IC カード管理



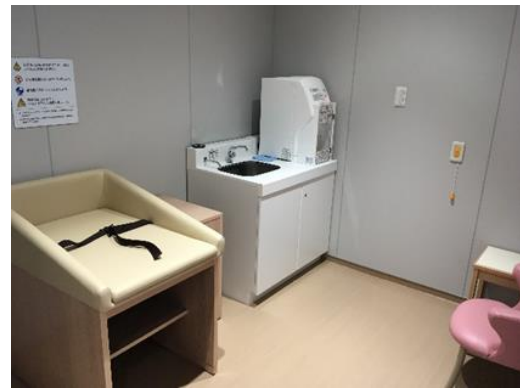
▲プライバシーに配慮した窓口

4-3-3 サービスの向上

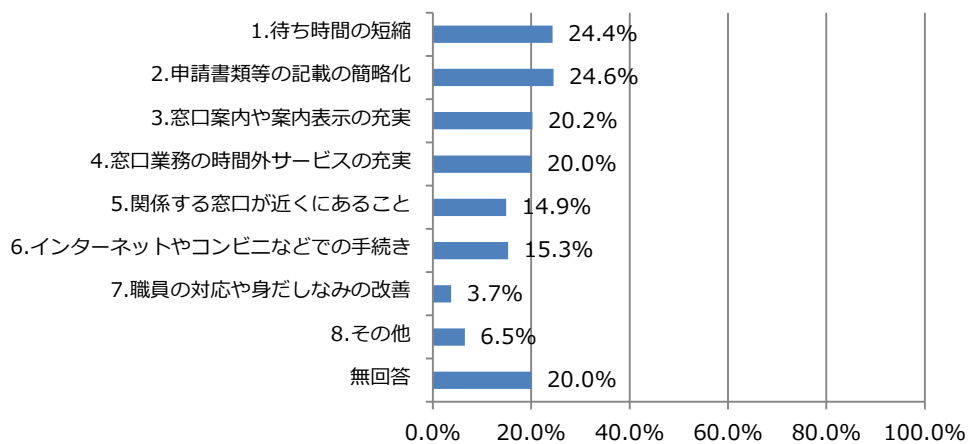
- ・市民の利用頻度の高い窓口を低層部に集約し、総合窓口を導入するなど市民の移動が少なく済む動線計画を検討します。
- ・来庁者が多く業務の関係性が高い部門同士は低層階の同フロアもしくは上下階へ配置するなど、部門間の連携力の向上を図るだけでなく、来庁者が利用しやすいような配置とします。
- ・土日、平日夜間の窓口一部開庁に対応できるフロア配置とします。
- ・ゆとりのある待合スペースや子ども関連窓口付近へのキッズコーナー、赤ちゃんの駅の配置、窓口の受付状況や待ち時間の目安を表示するシステムの導入などを検討し、待ち時間の快適化を図ります。
- ・申請書類等の記載を簡略化するため、手続き上必要な基本情報を記載済みの申請書から出力することが可能なシステムの導入を検討します。



▲キッズコーナー



▲赤ちゃんの駅



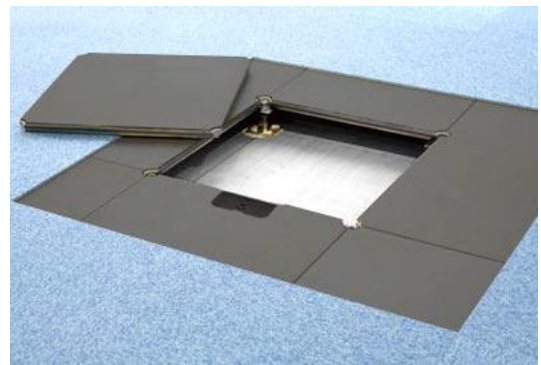
▲「市庁舎に関する来庁者アンケート」窓口サービスに期待すること

4-3-4 フレキシビリティ（柔軟性）

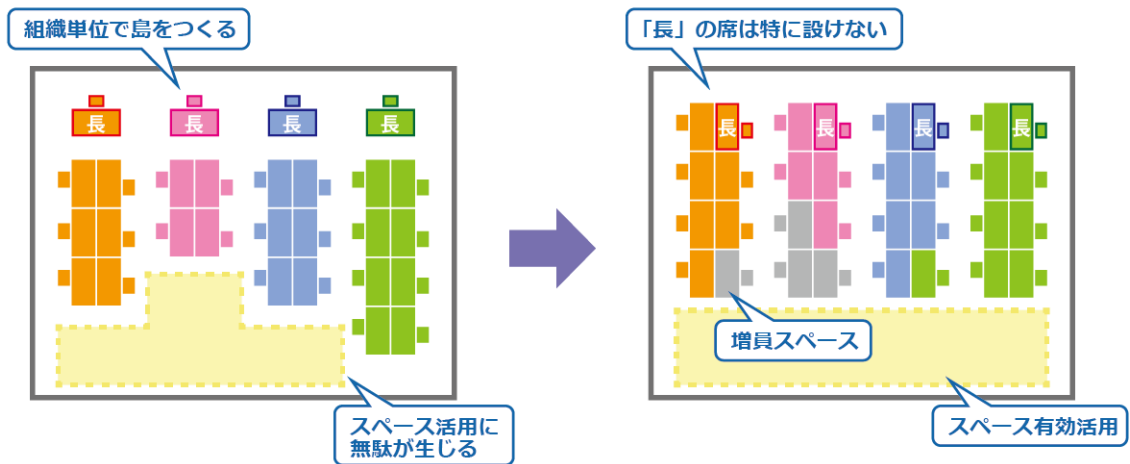
- ・執務室は、オープンでレイアウトの自由度の高いワンルーム形式とするとともに、ユニバーサルレイアウトやフリーアクセスフロア等を導入し、職員の増減や組織改編等に柔軟に対応できるように整備します。
- ・プリンターやコピー機などの共用機器、職員ロッカーなどを集約して配置することにより、効率的で自由度の高い執務空間を構成します。
- ・ICT（情報通信技術）への対応やファイリングシステムの導入による効率的な文書管理などにより業務の効率化を図ります。
- ・会議室は多様な利用形態に応じた大きさの異なる室を適正に配置し、間仕切り等で収容人数に柔軟に対応できるように整備します。



▲ワンルーム形式の執務室の例



▲フリーアクセスフロアのイメージ



従来型（島型）レイアウト

組織変更にあわせてレイアウト（配線等）の変更が必要

ユニバーサルレイアウト

組織変更によるレイアウトの変更は行わない

▲ユニバーサルレイアウト

4-3-5 ユニバーサルデザインへの配慮

- ・国が定めた「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」に掲げる水準の確保に努めます。
- ・庁舎内までのスムーズな動線を確保するとともに、入口からの視認性の高い場所への総合案内窓口の設置やコンシェルジュの配置、わかりやすい案内・誘導サインや窓口全体が見渡せる空間構成の整備などにより誰もが目的の場所へ迷わずに行けることができる施設計画を検討します。
- ・エレベーターやトイレ、通路などの共用部分は、車いす利用者等に配慮した十分な広さや機能を確認するとともに、様々な障害を持つ人に案内情報を多角的に提供できるよう検討します。
- ・窓口は車いす利用者等に対応したローカウンターを基本とし、目的・用途に応じてハイカウンターの設置を検討します。
- ・車いす利用者だけではなく、その他の障害がある人にとっても、誰もが利用しやすいよう配慮した計画とします。
- ・緊急時の避難経路の確保や、非常用照明、誘導灯の適切な箇所への設置に配慮します。



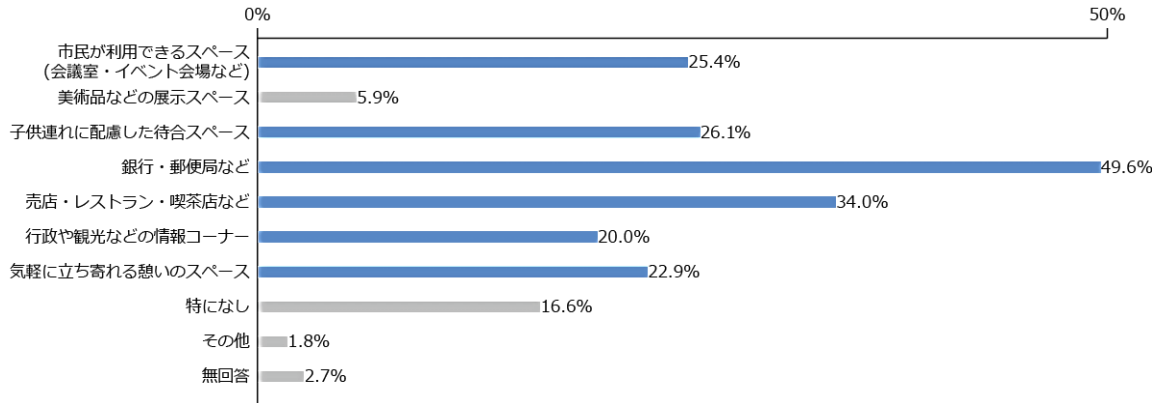
▲出典：国土交通省「官庁営繕におけるユニバーサルデザインの実現を目指した取組のイメージ図

4-3-6 アクセシビリティと集まりやすさの向上

- ・適正な台数の来庁者駐車場を確保するとともに、歩車分離を原則として庁舎までのアクセシビリティが高い動線計画とします。また、状況に応じて周辺の民間駐車場の活用も検討します。
- ・駐車場出入口の整備については、周辺交通への影響にも配慮します。
- ・駐車場一層の平面形を大きくするなど駐車台数の効率性を高めると同時に景観にも配慮し、認定駐車場の採用の検討を行うなど経済性についても考慮します。
- ・敷地内へのバス駐車区画、タクシー待機所とともに、利用しやすい待合所についても設置を検討します。
- ・駅から庁舎への遊歩道、イベントなどに利用できる庇のあるオープンな空間や広場空間などまちのにぎわいの創出と回遊拠点としての機能整備を検討します。

4-3-7 市民が憩える空間整備

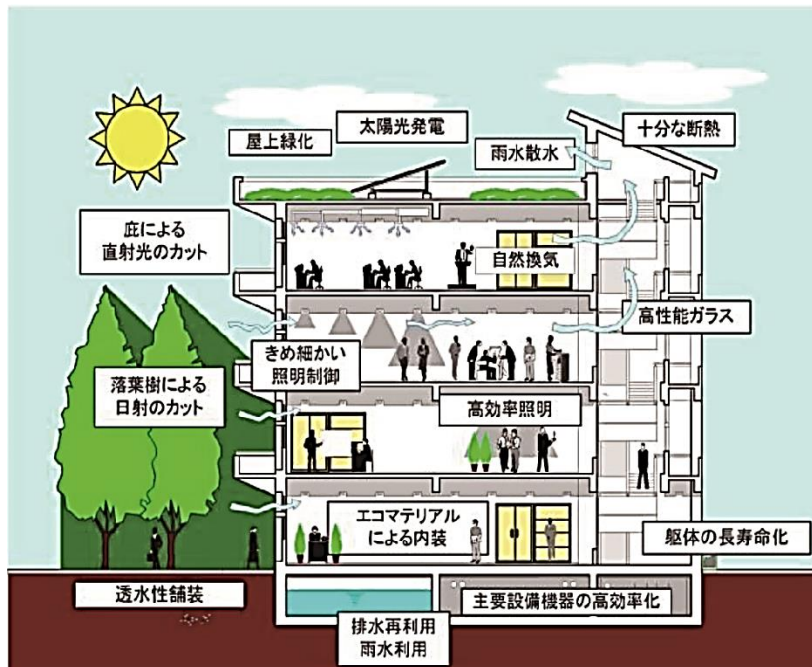
- ・誰でも気軽に立ち寄れる、市民に開かれた憩いの場の提供を目指します。
- ・銀行、郵便局等の窓口やATMコーナー、食堂、売店などの設置を検討します。
- ・各種団体との協働・交流、イベント会場として活用できるスペースや市政情報、市民活動情報等を総合的に発信できる情報コーナーの設置などを検討します。



▲「新庁舎建設に関する市民アンケート」あればいいと思うスペース

4-3-8 環境への配慮

- ・国が整備を推進する環境負荷の低減に配慮した庁舎施設（グリーン庁舎）として、「官庁施設の環境保全性基準」に沿うような環境配慮型庁舎とします。
- ・恵まれた気象条件を生かした自然エネルギーや高効率設備機器などを積極的に取り入れ、省資源・省エネルギーに努めます。



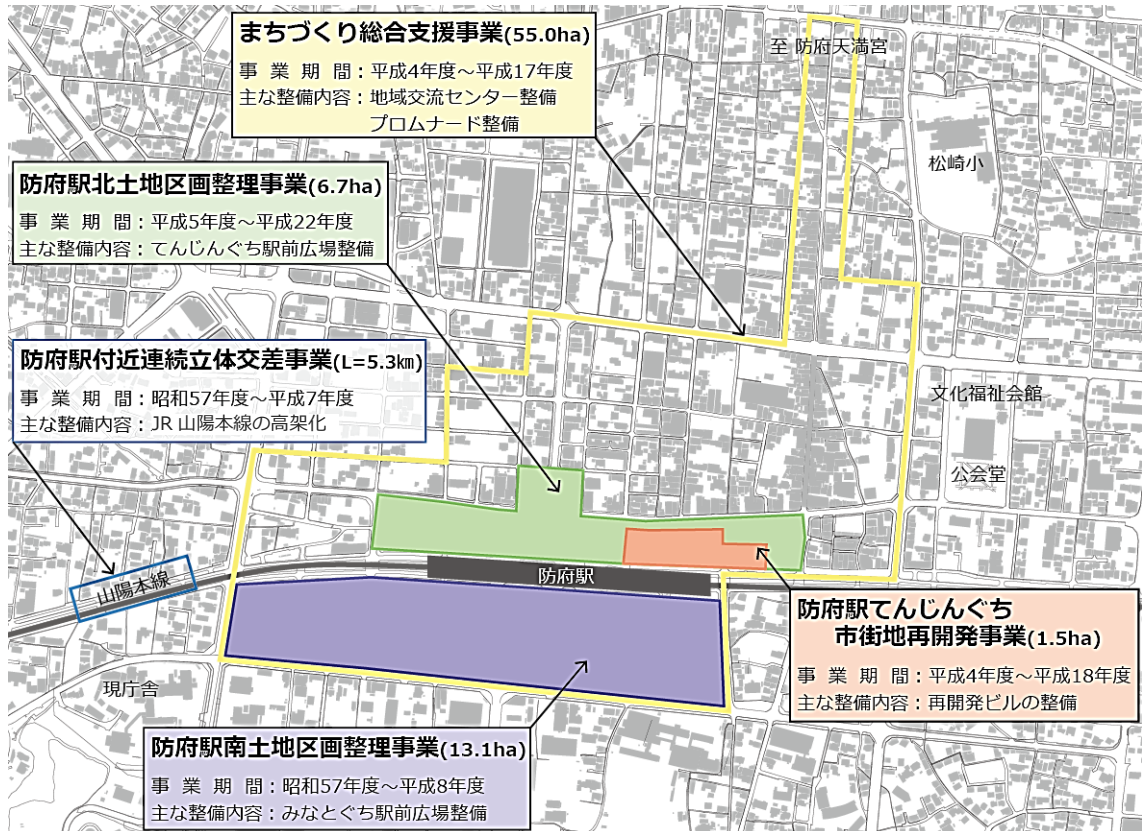
▲出典：国土交通省「環境負荷の低減に配慮した官庁施設（グリーン庁舎）」

4-3-9 景観への配慮

- ・街並みと調和し、既存の水路や駅前広場の豊かな緑などの周辺環境を取り込んだまちの顔となるような建物を目指します。
- ・防府の歴史を感じさせる外観デザインや県産材の使用など防府市らしさに配慮します。

4-3-10 地域性・歴史性の継承

- ・防府駅付近連続立体交差事業をはじめとするこれまでの一連の防府市のまちづくりを継承して、新庁舎建設を中長期的なまちづくりの取組へとつなげていきます。



▲JR 防府駅とその周辺の一連の整備事業

4-3-11 集約型都市の形成

- ・新庁舎の建設により都市機能の充実と利便性の向上を図り、にぎわいのある集約型都市づくりの推進に資する大きな契機となるような計画とします。

4-3-12 財政負担の軽減

- ・空間構成の無駄を排除し、機能的かつ長寿命化を目指した設計とするとともに、初期投資の低減を図ります。
- ・設備機器やエネルギー消費など、維持管理経費が節減できる計画とし、将来にわたる負担の軽減に努めます。
- ・建設時の借入れ額を抑制するとともに、世代間負担の公平性にも配慮して庁舎建設基金を計画的に積み立てます。

4-4 想定規模

4-4-1 P T 報告書における延床面積の想定

平成 25 年度に作成した P T 報告書では、次のような条件を設定し、4 種類の方法による試算を行った上で、新庁舎の規模（延床面積）を 18,000 m²と想定していました。

設定条件

- ①人口規模 113,400 人
※ 第四次防府市総合計画における平成 32 年度の推計人口
- ②職員数 932 人中の 600 人
※ 本庁舎に配置すると想定した部署の平成 25 年 4 月 1 日時点の職員数（消防本部と上下水道局を除く。）
※ 嘱託職員は対象に含め、臨時職員は含めていない。
- ③議員数 25 人
※ 平成 25 年 4 月 1 日時点の議員定数

規模想定方法と当該方法による算出結果

- ①旧地方債同意等基準 18,090 m²
- ②国土交通省新営一般庁舎面積算定基準 19,121 m²
- ③（他市比較）人口同等他市事例から 12,879 m² ～ 19,750 m²
- ④（他市事例）職員一人当たりの面積から 15,000 m² ～ 21,000 m²

4-4-2 新庁舎に集約する部署

現庁舎における課題として、本庁舎外に所在する部署の「本庁舎との分散化」という課題があります。

新庁舎の建設に当たっては、市民サービスの向上を目指し、業務の繋がりの深い部署はできるかぎり集約することが好ましいものの、集約することによる弊害や不都合が生じないように、該当の部署が現在入居している施設の状況や担当する業務内容なども含めて、総合的に判断する必要があります。

このため、平成 27 年度に庁内検討委員会の下に作業部会（集約化部会）を設け、この課題について検討しました。その結果、次の部署について新庁舎へ集約することとして、今後の計画を進めていくことにしました。

現在本庁舎外に所在する部署のうち新庁舎に集約する部署：
生涯学習課、文化・スポーツ課、文化財課

4-4-3 執務環境等調査による延床面積の想定

庁舎の規模（延床面積）については、これまでの検討をさらに精査するため、平成 27 年度に執務環境等調査により、各部署へのアンケート調査や現状についての直接の聞き取りによる積み上げを行いました。その結果を基に必要となる執務室等の面積を求めると、次のとおりとなります。

スペース分類		面積 (㎡)	
特別職スペース		293	
執務スペース	職員席	2,856	5,920
	保管文書・図面収納 (執務室内)	1,359	
	共用機器・プリンター	314	
	コピー機スペース	303	
	打合せ・作業スペース	377	
	窓口	631	
	各課特有諸室 (執務室内)	80	
会議スペース		1,076	
相談スペース		101	
各課特有諸室 (個室) スペース		1,723	
書庫 (保存文書) スペース		728	
福利厚生スペース		758	
議会スペース		1,075	
交通部分 (廊下、階段、トイレ、機械室等)		6,286	
合 計		17,960	

※この表には次のスペースは含んでおらず、今後の検討課題とする。

- ① 食堂、カフェ、売店、喫煙室のスペースや市民利用のスペース
- ② 災害用備蓄倉庫やイベント物品倉庫などの特殊な倉庫スペース

上の表の注意書きにもあるとおり、食堂やカフェ、市民利用スペース、特殊な倉庫等の面積は、この面積算出結果に含まれていないことから、これらのスペースを加えるためには基本的には想定する延床面積を増加させる必要があります。しかしながら、延床面積を増やすことは事業費の増大に直結することから、この計画では、P T 報告書で想定した 18,000 ㎡を基本として効率的な空間活用を工夫することを前提として、想定規模を増加させないこととします。

想定規模 (延床面積) : 18,000 ㎡を基本とします。

4-4-4 駐車場規模の想定

P T 報告書では、関龍夫・千葉工業大学名誉教授の「市・区・町役所の窓口事務施設の調査」や岡田光正・大阪大学名誉教授による「最大滞留量の近似的算定法」を参考にして、来庁者駐車場の必要台数を求めています。また、国の定める建築物移動等円滑化誘導基準や防府市建築物における駐車施設の附置等に関する条例などから最低必要台数も確認しています。その結果、来庁者駐車場の必要台数を 180 台（うち車いす使用者等用 4 台）としています。

また、公用車駐車場については、現在本庁舎外に所在する部署のうち新庁舎に集約する部署も含めた現行保有台数を基に必要な駐車台数を 140 台としています。

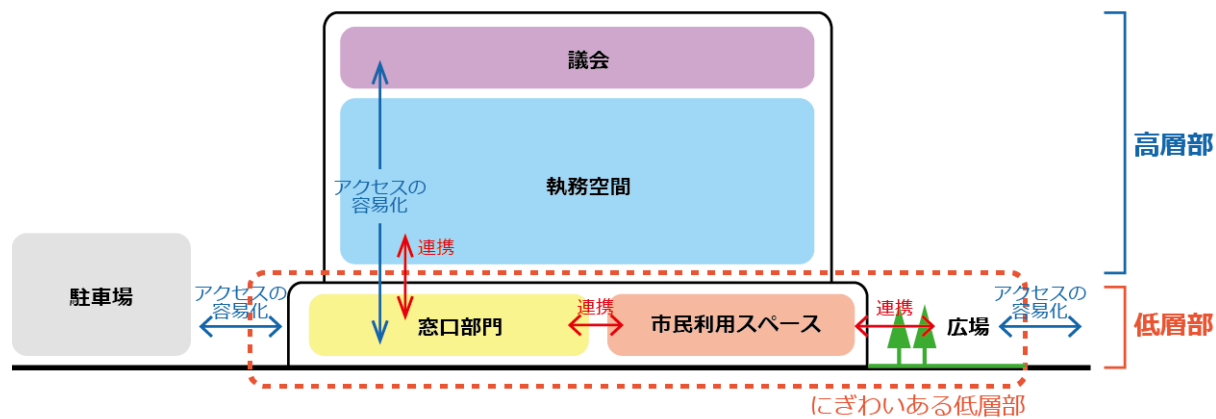
この計画では、P T 報告書での想定を基に来庁者駐車場 180 台、公用車駐車場 140 台の合計 320 台を確保することを基本とします。しかしながら、300 台を超す非常に大きなボリュームとなるため、マイナンバーカードの普及やコンビニでの証明発行といった状況変化を見込むとともに、交通量調査を実施するなどして、必要台数の精査を行い、さらには周辺の民間駐車場との連携や集約型駐車場の導入なども視野に入れた検討を行っていくこととします。

駐車台数 : 来庁者駐車場 180 台（うち車いす使用者等用駐車場 4 台以上） 公用車駐車場 140 台 を基本とします。

【参考】現庁舎 来庁者駐車場 146 台、公用車駐車場 116 台

4-5 空間構成に対する考え方

新庁舎は、ゆとりある待合スペースや集約した利用しやすい窓口部門と、参画・協働の場となる市民利用スペースを有するにぎわいある低層部と、効率的な執務空間や議会スペースを有する高層部からなる施設計画とすることが望ましいと考えます。



▲新庁舎の施設計画イメージ



▲窓口・待合スペースのイメージ



▲市民利用スペースのイメージ